

議案第 1 2 2 号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成 1 2 年上越市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 2 号アの表中「（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 4 又は等級 5）に適合していること。）」を削り、同条第 1 1 3 号ア中「（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 4 又は等級 5）に適合していること。）」及び「（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 3、等級 4 又は等級 5）に適合していること。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。